

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士北部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 25 年 1 月 10 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）に提出してください。

平成 24 年 11 月 27 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士北部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 24 年 11 月 27 日から平成 24 年 12 月 26 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所